

令和 4 年 6 月 3 日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01983

研究課題名（和文）超過利潤の源泉・帰属と持分会計論の再構築

研究課題名（英文）Origin and Attribution of Excess Profit: Rethinking the Concept of Equity in Corporate Accounting

研究代表者

大雄 智（Otaka, Satoru）

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・教授

研究者番号：40334619

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、企業家精神を発揮する経営者や企業特殊な知識・技能を習得する従業員など、株主以外にも残余請求権者としての性格を有する利害関係者が存在することを想定し、企業成果に対する各当事者の取り分が事後的交渉によって決まる状況での利益測定のあり方を検討するものである。企業と従業員との間の情報の非対称性を考慮すると、企業成果への貢献に見合う報酬の支払いが1期間で達成されるとは限らない。そうした状況を前提に、投資の成果の不確実性だけでなく、その帰属と分配の不確実性・不確定性にも注意を払いながら、企業会計における利益と持分の概念を再解明するための議論を展開した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、残余請求権者を株主とする前提とその背景を問いながら、企業会計上の持分論を再構築しようとするものである。超過利潤の源泉が、経営者による企業家的活動や従業員による企業特殊な投資にあるとすれば、現行の企業会計上の株主持分には株主以外の利害関係者の持分が混入していることになる。それは、利害関係者間の情報の非対称性に起因して、企業利潤への貢献に見合う報酬の支払いが1期間では達成されない状況とも関連している。本研究は、超過利潤の源泉たる人的資本への衡平な分配という観点から、企業会計上の純利益と残余持分の概念を再検討するための基礎を提供するものである。

研究成果の概要（英文）：This research aims to re-examine the view of income determination in corporate accounting, assuming that there are other residual claimants besides shareholders, such as entrepreneurial managers and employees making firm-specific efforts or investments. Moreover, the distribution of business profit, particularly the excess profit, is assumed to be determined not by ex-ante contracts but by ex-post coordination or negotiations among stakeholders. Providing the existence of the information asymmetry between shareholders and employees, the remuneration payment according to their contribution to the generation of business profit cannot necessarily be achieved in a single period. The research develops an argument to re-explicate the concept of net income and equity in corporate accounting, considering not only the uncertainty of the investment results but also the uncertainty and indeterminacy of its attribution and distribution.

研究分野：会計学

キーワード：エクイティ 資本会計 会計主体論 持分会計論 残余請求権 企業利潤 超過利潤 概念フレームワーク

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究を開始する前は、株式価値評価に対する会計基準のレリバンスを検討課題としてきた。とりわけ、残余利益モデルによる株式価値評価と資本会計をめぐるルールとの関連性が問題の焦点であったが、そこでは、純利益はすべて株主に帰属し、したがって、正常利益(すなわち、株主資本コスト×期首株主資本簿価)を控除した後の残余利益もまた株主に帰属することを前提としていた。もちろん、そうした前提は現行の株式会社制度における企業成果の分配についての共通認識といってよい。

(2) しかし一方で、Zingales (2000) は、企業を明示的契約だけでなく暗黙的契約からも構成されるものとし、企業特種的な労力を投入する従業員のような、株主以外の残余請求権者の存在を想定した議論を展開している。また、Myers (2000) は、外部株主が財務資本を拠出する一方、内部の経営者・従業員は人的資本(アイデアのような無形資産)を拠出するとみて、企業成果に対するそれぞれの取り分が事後の交渉によって決まるモデルを構築している。本研究は、これらの先行研究から着想を得ている。組織の利害関係者間で暗黙的に共有されている期待が正味の価値を生み、株主以外の残余請求権者が存在するとき、企業価値および株式価値はどう評価され、また、会計上の利益測定はどう修正されるのか、そうした問題意識を背景に、残余請求権者を常に株主とする前提を問い直し、持分会計論を再構築する作業に着手することにした。

### 2. 研究の目的

本研究は、企業の投資の成果に対して誰がどれだけの分け前を持つのかという観点から、法学における株式本質論や経済学における不完備契約理論、企業家論にも目を向けながら、企業会計上の持分論を再構築するものである。持分が企業の資産と負債の差額すなわち純資産に依存して決まる FASB/IASB の概念フレームワークに対して、本研究では、持分を企業成果の衡平な分配という観念にてらして社会的に定まる概念にとらえる。そして、企業家精神を発揮する経営者や企業特種的な知識・技能を習得する従業員など、株主以外にも残余請求権者としての性格を有する利害関係者を想定し、超過利潤に対する各当事者の取り分が事後の交渉によって決まる状況での利益測定のあり方を検討する。超過利潤はそもそもなぜ生じるのか、それは誰に帰属するのか、といった問題に取り組みながら、残余請求権者を常に株主とみる現行の企業会計の限界を明らかにし、株主、経営者、従業員が有形無形の資源を拠出する組織としての企業に着目した会計制度を展望することが本研究の目的である。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究では、まず、従来の持分会計論の意義と限界を明らかにする。検討にあたっては、Modigliani and Miller (1958) を嚆矢とするコーポレート・ファイナンス研究における企業観との接点および企業価値評価モデルとの関連性に目を向ける。また、2000年代に入り、会計上の企業観とコーポレート・ガバナンス・モデルとを関連づける議論もみられるため、法学における株式本質論および経済学における不完備契約理論の展開をたどりながら、会計上、残余請求権者をどのようにとらえたらよいのか検討する。

(2) 前述のとおり、本研究は、企業を明示的契約だけでなく暗黙的契約からも構成されるものとし、株主以外の残余請求権者が存在することを想定した新しい企業観(Zingales, 2000) および、外部株主が財務資本を拠出する一方、内部の経営者・従業員は人的資本(アイデアのような無形資産)を拠出するとみて、企業成果に対するそれぞれの取り分が事後の交渉によって決まるとする Myers (2000) の企業モデルから着想を得ている。これらの不完備契約理論を基礎としたコーポレート・ファイナンス研究が持分会計論に対してどのようなインプリケーションを持つのか、それを明らかにしたうえで、とりわけ企業主体説(Anthony, 1984)の再解釈・再評価を行う。

(3) また、企業家論、具体的には、Schumpeter (1926)、Knight (1921)、Kirzner (1973) などの議論をレビューし、競争市場および企業組織における超過利潤の源泉と役割を問う。また、残余請求権の帰属あるいは超過利潤の分配をめぐる交渉に焦点を合わせ、会計上、債権者持分・株主持分とは別の第三の持分を認識する意義を明らかにする。超過利潤が人的資本を拠出する経営者・従業員にも帰属すると想定したとき、企業価値および株式価値はどう評価され、また、会計上の利益測定はどう修正されるのか、それらがここでの課題である。なお、超過利潤の源泉が、経営者による企業家的活動や従業員による企業特種的な投資にあるとすれば、現行の企業会計では、バランスシート上の株主持分に株主以外の利害関係者の持分が混入し、株主持分簿価が過大評価されていることになる。株主以外の残余請求権者の存在も想定して、持分簿価と持分価値との関係を再考することもここでの課題である。

#### 4. 研究成果

(1) 2019年度は、前述の企業価値評価ないし株式価値評価の観点に加え、AAA Committee on Foundations of Accounting Measurement (1971) や Ijiri (1975) における“equity accounting”の観点から、従来の持分会計論の意義と限界を確認した。持分会計論を再構築するうえで、より明示的に考慮しなければならない視点は、異時点間の利害調整と利益測定との関連である。この問題意識は、*Accounting, Economics and Law: A Convivium* に投稿し受理された論文にも反映した。当該論文は、残余請求権者を常に株主とみる現行の企業会計の限界を明らかにし、組織としての企業に着目した会計制度を展望するものである。

(2) 2020年度は、近年の株主第一主義とステークホルダー主義の論争をレビューするとともに、衡平な成果の分配という観点から株主持分の意義を再考した。現行の会計制度では、損益計算書のボトムラインは株主に帰属する当期純利益であり、また、バランスシートで表示される持分は株主持分と同義である。ステークホルダーに帰属する当期純利益やステークホルダー持分というものが認識されることはない。それは、企業会計ないし複式簿記が株主の請求権を残余として測定するよう設計されていることを意味し (Sunder, 1997, p. 22) 現実の株式会社制度の仕組みと整合している。従業員、役員、サプライヤーなど株主以外の利害関係者への支払い (契約で定められた支払い) をすべて費用として処理し、最後に残る純利益をすべて株主に帰属させるのが企業会計の基本である。

しかしながら、たとえば役員・従業員の貢献に対する特別賞与などを想定するとわかるとおり、株主以外にも残余請求権者としての性格をもつ利害関係者は存在する。契約の不完備性と成果の分配をめぐる事後的な調整の可能性を考慮すると、株主を唯一の残余請求権者とみて、利益剰余金のすべてをただちに株主の取り分とすることはできない。会社はゴーイング・コンサーンであり、複数の会計期間をまたいで、各利害関係者の貢献に応じた、より衡平な成果の分配が図られる可能性がある。そこでは、利益剰余金の一部を帰属関係のペンディングな成果と解釈することになる。それは、企業成果をめぐる帰属の不確実性・不確定性を明示的に考慮した持分会計論の再検討が求められていることを意味している。

(3) また、分配の基礎となる企業成果の測定の信頼性にも焦点を合わせた。不確実性への慎重な対処という基本原則のもと、価値の主観的な見積りをできるだけ制限しながら、原価を定期的に配分することが、誤差の小さい比較的安定した測定値を提供することになる。それが伝統的な会計の強みであったといえる。ところが現行の会計基準では、価値の見積りの適用範囲が、原価の配分を補完する役割を超えて広がっている。それによる信頼性への影響もさることながら、そこでの問題は、何が測定されるべき企業成果 (投資の成果) なのかである。この研究成果は、日本会計研究学会第79回大会 (2020年9月3日~6日開催) にて報告し、『會計』(2021年2月) に掲載された。

(4) さらに、2020年3月に国際会計基準審議会 (IASB) から公表された討議資料「企業結合開示、のれん及び減損」を題材に、バランスシート上の株主持分の歪みについても検討した。本討議資料は、のれんの減損損失の認識のタイミングが遅すぎるのではないかと、したがって、バランスシート上の純資産が過大となっているのではないかと懸念が提起されてきたなかで、IASB が問題解決を目指して議論を重ねた成果である。ただし、そこでは、バランスシートにおいて、のれんを除く資本合計額 (total equity excluding goodwill) を表示することが提案されている。あくまで表示上の対応とはいえ、それは、会計上の資産概念と資本概念のアンカー (拠り所) を問う理論的検討課題を示唆している。

(5) 2021年度は、企業成果への貢献に見合う報酬の支払いが1期間では達成されないケースを想定したうえで、現行の会計制度における持分の概念を再検討した。前述のとおり、現行制度では、企業による投資の正味の成果 (純利益) がすべて株主に帰属することになっており、分配されずに留保された成果 (利益剰余金) もすべて株主の取り分とされている。それが、会計情報を利用した株式価値評価モデルの前提にもなってきた。しかし、投資政策により企業に生じるフリー・キャッシュフローの現在価値 (投資価値) と、還元政策により企業から分配されるキャッシュフローの現在価値 (分配価値) とを区別する観点 (DeAngelo and DeAngelo, 2006 and 2007) からは、投資成果の不確実性だけでなく、その帰属と分配の不確実性・不確定性にも目を向け、会計上の純利益と残余持分の概念を再考する必要がある。

企業と従業員との間の情報の非対称性を考慮すると、各期に従業員の貢献ないし生産性に見合う賃金が支払われるとは限らない。たとえば、若年期には生産性にたらずして過少な賃金が支払われ、それが高年期の賃金の過大支払いによって相殺されると期待される長期契約のもとでは (Lazear, 1979) 後払いとされた賃金は将来の企業成果のリスクを負う従業員からの見えざる出資とみられる (加護野・小林, 1988, 243頁)。このように、企業成果への貢献に見合う賃金の支払いが多期間にわたって達成されると期待されるケースでは、各期末のバランスシート上の株主持分は、従業員による見えざる出資分だけ過大となりうる。そうしたケースを前提に、会計

主体論ないし持分会計論の観点から、企業成果をめぐる帰属の不確実性・不確定性に対する会計の限界と展望を明らかにした。この研究成果は、第1回『企業会計』カンファレンス（2021年9月3日開催）にて報告した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Satoru Otaka	4. 巻 -
2. 論文標題 Rethinking the Concept of Equity in Accounting: Origin and Attribution of Business Profit	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Accounting, Economics, and Law: A Convivium	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1515/ael-2019-0018	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大雄 智	4. 巻 199
2. 論文標題 会計情報の信頼性 価値の見積りと原価の配分	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 會計	6. 最初と最後の頁 133-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大雄 智	4. 巻 72
2. 論文標題 会社の目的と会計 株主の持分はどこまでか？	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 企業会計	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大雄 智	4. 巻 72
2. 論文標題 「のれんを除く資本合計額」の背後にあるもの	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 企業会計	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大雄 智	4. 巻 74
2. 論文標題 企業成果の測定と分配 帰属の不確実性と持分会計	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 企業会計	6. 最初と最後の頁 83-84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 大雄 智
2. 発表標題 会計情報の信頼性 価値の見積りと原価の配分
3. 学会等名 日本会計研究学会第79回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大雄 智
2. 発表標題 企業成果の測定と分配 帰属の不確実性と持分会計
3. 学会等名 第1回『企業会計』カンファレンス
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------